

○改善報告を求めた指摘事項の状況(短期入所生活介護)

区 分		件数	構成比
1	人員に関する基準	0	0.0%
	(1)医師、生活相談員、介護職員等の配置		0.0%
	(2)管理者の配置		0.0%
2	設備に関する基準	0	0.0%
	(1)県へ届け出られている用途と異なる用途での利用		0.0%
	(2)事業所以外でのサービスの提供		0.0%
3	運営に関する基準	6	85.7%
	(1)身体拘束		0.0%
	(2)短期入所生活介護計画		0.0%
	(3)管理者の責務		0.0%
	(4)勤務体制の確保等	4	57.1%
	・医師の勤務実態を明確にするための勤務表の作成等、勤務管理に係る必要な措置を講じていなかった ・兼務している従業者について、勤務実態が明確になっていなかった		
	(5)定員遵守		0.0%
	(6)非常災害対策		0.0%
	(7)衛生管理		0.0%
	(8)苦情処理		0.0%
	(9)事故発生時の対応		0.0%
	(10)質の評価		0.0%
	(11)会計の区分		0.0%
	(12)記録の保存		0.0%
	(13)その他	2	28.6%
	・1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴又は清しきしていなかった ・利用者の家族に関する個人情報の使用について、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ていなかった		
4	介護給付費の算定	1	14.3%
	(1)基本的事項		0.0%
	(2)加算	1	14.3%
	【夜勤職員配置加算(Ⅲ)】 ・夜勤時間帯を通じて配置すべき看護職員又は喀痰吸引等業務の登録等を受けている職員が配置されていない時間帯があつたにもかかわらず、当該加算を算定していた		
合 計		7	100.0%